

令和3年度（2021年度）末の生活排水対策の 実施状況について

8月25日付けで、国から、汚水処理施設の整備水準を示す令和3年度末（2021年度末）の汚水処理人口普及率が公表されました。これに合わせて、県内の生活排水対策の現状をお知らせします。

○本県の汚水処理人口普及率は、前年度から0.7ポイント上昇し88.8%でした。

全国平均（92.6%）よりは低いものの、その差は縮まってきています。（資料2参照）

○また、実際に生活排水が適正に処理されている割合を表す汚水適正処理率（本県独自の指標）は、前年度から1.0ポイント上昇し81.9%になりました。（下記2参照）

○二つの指標値の差が小さいほど、整備済施設が適正に使用されていることを示しますが、現状では指標値の差に相当する約121千人分（下記②—④）の施設が、まだ適正な汚水処理機能を発揮していないことになります。

○このため、県及び市町村では、県民に、下水道等への接続や浄化槽の適正管理（法定検査受検）を行っていただくよう接続支援や普及啓発活動等に取り組みます。（次ページ〈参考3〉参照）

○詳細は別添資料1～6のとおりです。

1 国から発表された汚水処理人口普及率について、昨年度との比較は次のとおりでした。

	令和2年度末	令和3年度末	増減
住民基本台帳人口 ①	1,752千人	1,739千人	13千人減
汚水処理施設整備人口 ②	1,544千人	1,545千人	1千人増
汚水処理人口普及率 ③=②÷①	88.1%	88.8%	0.7%増
【参考】全国汚水処理人口普及率	92.1%	92.6%	0.5%増

※汚水処理人口普及率の説明は、次ページ〈参考1-1〉参照。

2 本県における生活排水の適正処理の状況について、昨年度との比較は次のとおりでした。

	令和2年度末	令和3年度末	増減
汚水適正処理人口 ④=⑤+⑥	1,418千人	1,424千人	6千人増
内：下水道等接続人口 ⑤	1,205千人	1,206千人	1千人増
内：法定検査受検浄化槽使用人口 ⑥	213千人	218千人	5千人減
汚水適正処理率 ⑦=④÷①	80.9%	81.9%	1.0%増

※1. 汚水適正処理率の説明は、次ページ〈参考1-2〉参照。

2. 上記の数値は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

お問い合わせ先

土木部道路都市局 下水環境課 指導企画班（ダイヤルイン）096-333-2531
課長補佐 菊池（内線6196）、主任技師 西坂（内線6201）

〈参考1〉生活排水対策に関する指標について

1 汚水処理人口普及率

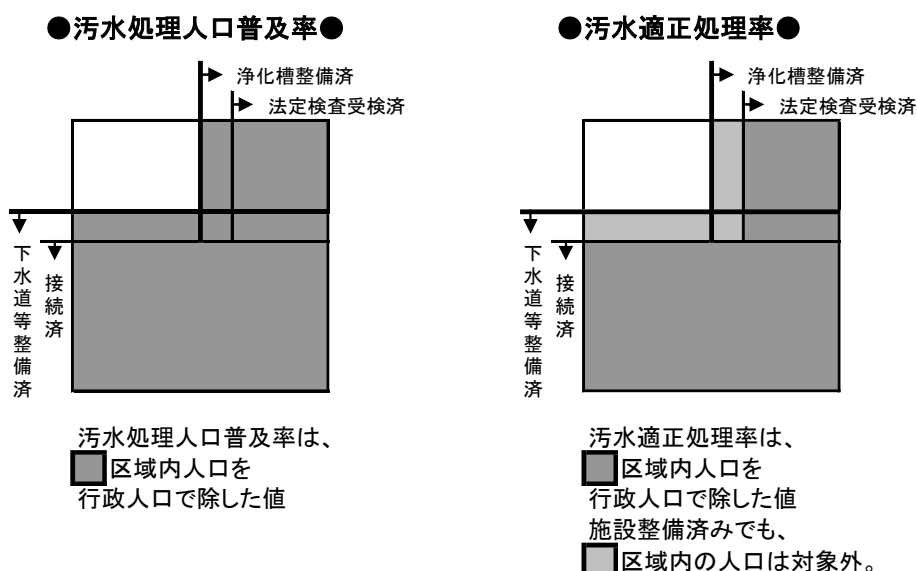
汚水処理施設（生活排水処理施設）の整備水準を示す全国統一の指標です。下図（左）のように、下水道、集落排水処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等が整備され、これを利用できるようになった人口を総人口（住民基本台帳人口）で除した値です。それぞれの施設整備を所管している国土交通省、農林水産省、環境省の三省から合同で発表されます。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \text{汚水処理施設整備人口} \div \text{総人口} \times 100 (\%)$$

2 汚水適正処理率

汚水処理施設により、適正に汚水処理を行っている人の割合を表す本県独自の指標です。下図（右）のとおり、下水道や集落排水施設などの集合処理施設に接続し使用している人口と、浄化槽法で定められた検査を受検し適正管理されている浄化槽を使用している人口との和を汚水適正処理人口と呼び、これを総人口（住民基本台帳人口）で除した値です。

$$\text{汚水適正処理率} = \text{汚水適正処理人口} \div \text{総人口} \times 100 (\%)$$



〈参考2〉住民基本台帳人口について

平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、外国人住民についても、住民基本台帳人口に加えられることとなりました。そのため、住民基本台帳人口、汚水処理施設整備人口、汚水適正処理人口には、平成24年度末より外国人住民を含む人口を計上しています。

〈参考3〉汚水適正処理率の向上に向けて

県では、汚水適正処理率の向上に向けた取組みとして、下水道等への接続率向上に向けた市町村の取り組みに対し、県独自の支援制度を平成25年度から実施し、一定の成果をあげてきたところです。また、国の交付金制度も活用し、引き続き支援に取り組んでいます。（別紙1）

下水道等への接続率向上に向けて

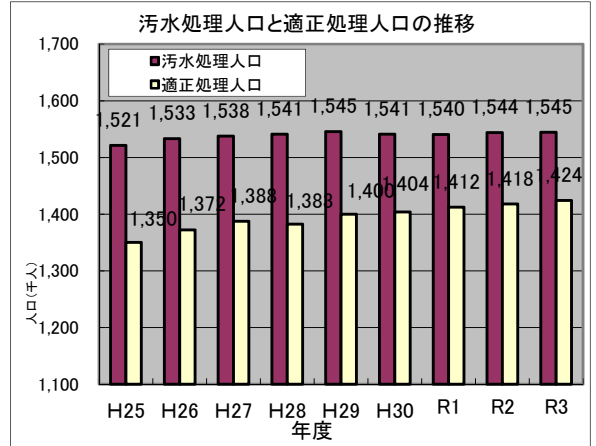
・熊本県では、平成25年度から下水道等への接続助成の補助事業を実施しています。
 ・令和3年度は、本事業は国の交付金の効果促進事業※1と併せて、7市町村において192件の接続に活用されました。

1. 現状

- ・水質向上の指標である**汚水処理人口普及率は88.8%**（R3年度末）。
- ・しかし、下水道に接続済又は浄化槽の適正管理人口の割合を示す**汚水適正処理率は81.9%**



- ・2つの指標の差6.9%は、約121千人分の汚水処理施設が適正な機能を果たせていない状況。



※汚水処理区域人口、接続人口には集合処理(下水道、集落排水、コミュニティプラント)及び個別処理(浄化槽)を含む

2. 生活排水適正処理重点推進事業

- 1.事業目的 整備された生活排水処理施設が、その機能を早期に発揮できるよう、集落排水施設等への接続の向上を推進する
- 2.事業内容 市町村が集落排水施設等へ接続する者に対して助成する場合、県から補助を行う
- 3.対象市町村 以下の①②いずれかに該当する市町村
 ①集落排水施設等を有する市町村(21市町村)
 ②実施要綱等において助成額を明確に規定した助成制度を有する市町村
- 4.事業期間 令和元年度～令和5年度
- 5.県補助額 ①助成額に1/4を乗じた額以内
 ②1件当たり県補助額上限は100,000円
- 6.対象工事 住宅(新築を除く)から下水道管等への接続のための配管費、水洗便所への改造費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去

※1 国の交付金事業のうち、効果促進事業として下水道の接続率の向上に資する事業(接続助成費用への補助)に活用しました。

3. R3実績

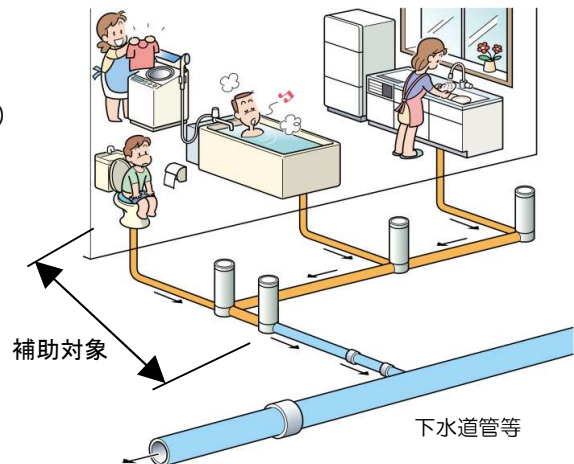
- 1.実施町村 7市町村
- 2.件数 192件 (国の交付金事業を含む)
- 3.事業効果
 - 事業実施による接続率の増加(集合処理施設への接続)
 - 全市町村接続率

H24年度	90.3%
R 3年度	93.9%

 H24年度からR3年度で 3.6%増
 - 実施7市町村接続率

H24年度(事業未実施)	81.0%
R 3年度(事業実施)	91.4%

 H24年度からR3年度で 10.4%増

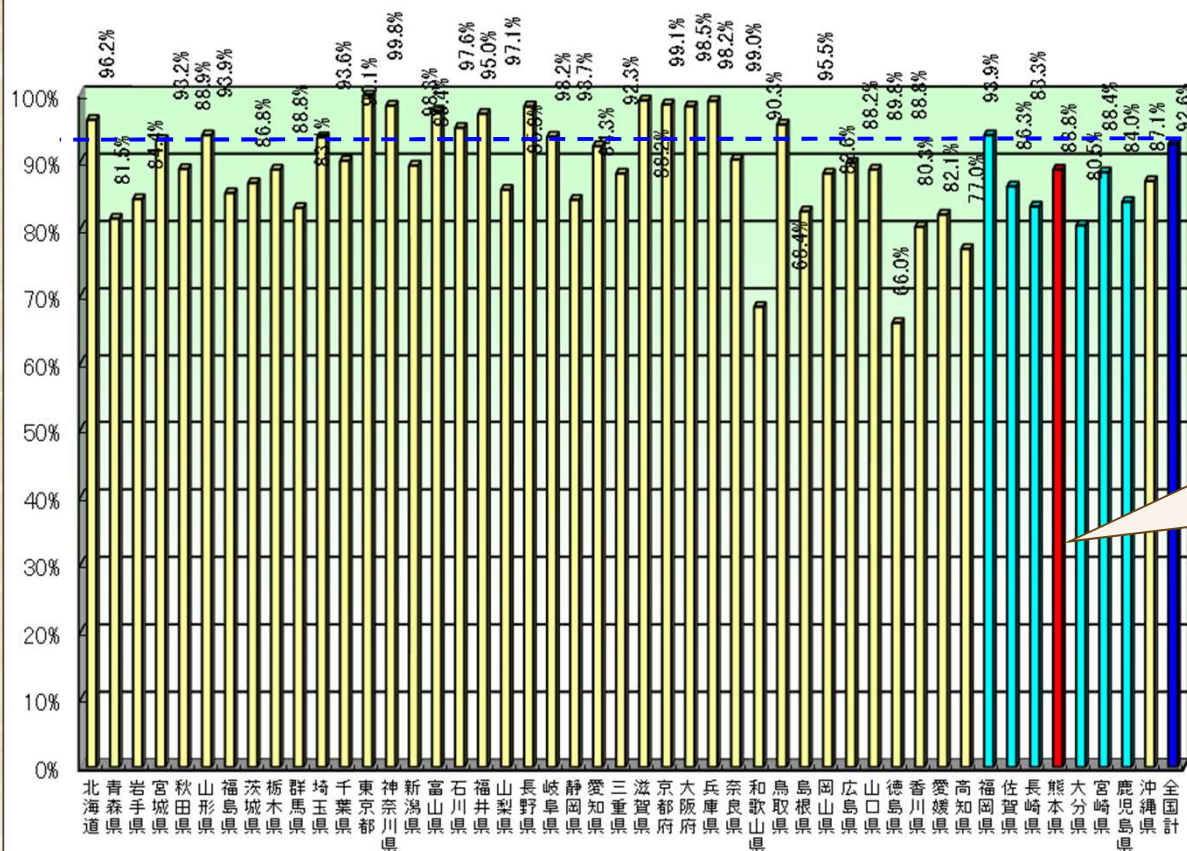


〈資料1〉 全国の汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、**汚水処理施設の整備水準を示す指標**です。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \text{汚水処理施設整備人口} \div \text{総人口} \times 100(\%)$$

汚水処理施設整備人口
 = 集合処理施設(下水道等)の**供用区域内人口** + それ以外の区域での**浄化槽整備済人口**

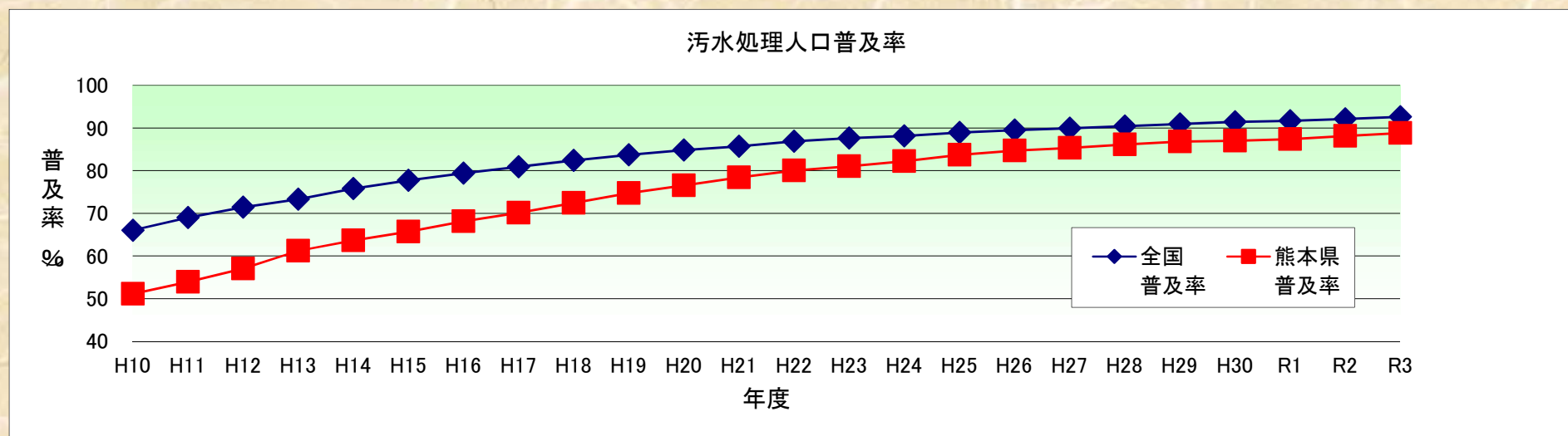


全国平均
92.6%

- ・全国平均は 92.6%
- ・本県は 88.8%
- ・これは、
全国 24位
九州 2位 です。

〈資料2〉 汚水処理人口普及率の経年変化

平成10年度末には14.9%あった**全国との差**が
令和3年度末には**3.8%**にまで縮小しました。



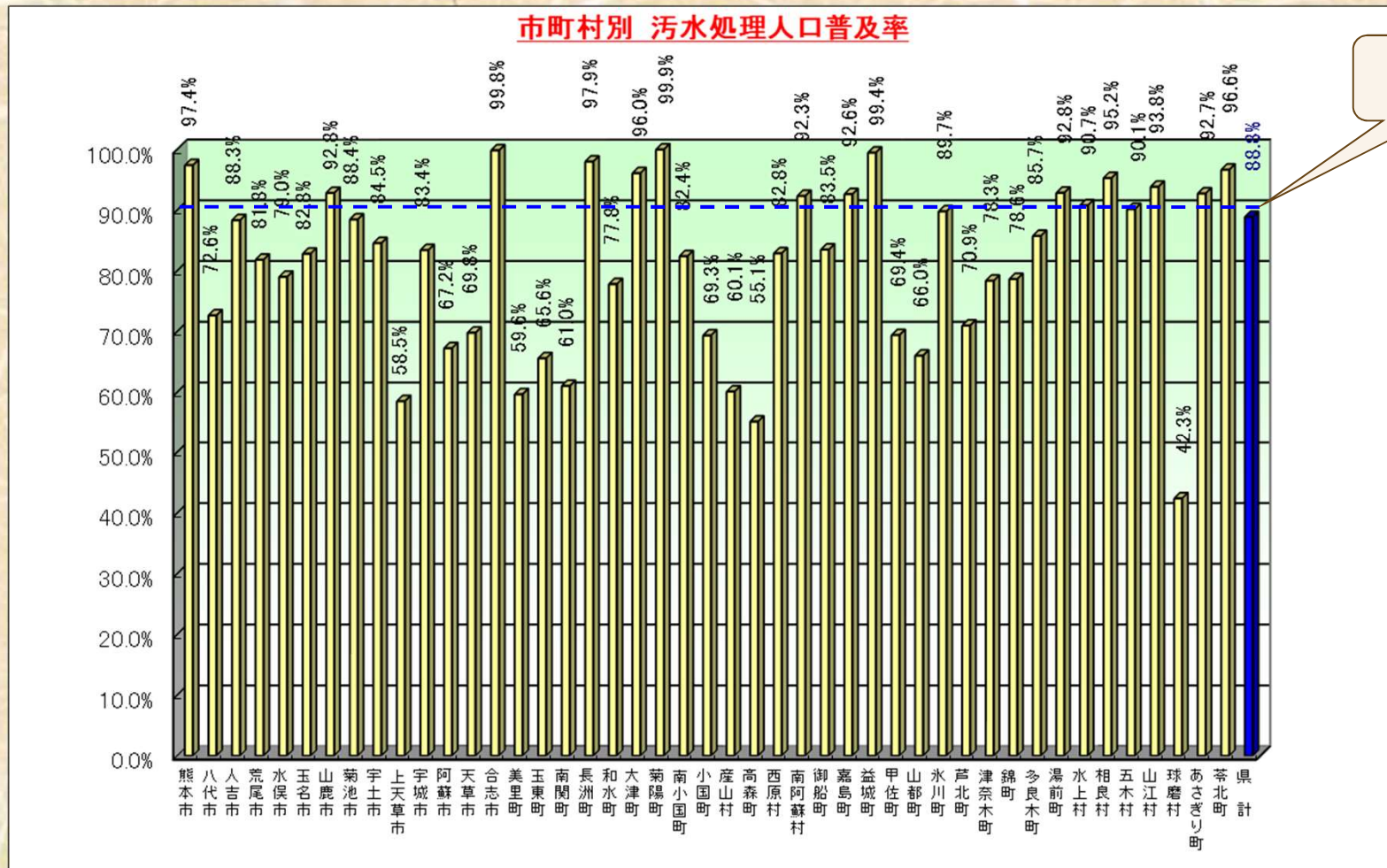
	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全国普及率	66.0	69.0	71.4	73.3	75.8	77.7	79.4	80.9	82.4	83.7	84.8	85.7	86.9	87.6	88.1	88.9	89.5	89.9	90.4	90.9	91.4	91.7	92.1	92.6
熊本県普及率	51.1	53.9	57.0	61.2	63.6	65.7	68.1	70.1	72.4	74.7	76.5	78.4	80.0	81.0	82.2	83.7	84.7	85.3	86.1	86.8	87.0	87.4	88.1	88.8

〈資料3〉 市町村別の汚水処理人口普及率

市町村ごとの汚水処理人口普及率には**大きなばらつき**があります。

90%以上・・・16市町村(最大**99.9%**)

60%未満・・・4市町村(最小**42.3%**)



県平均
88.8%

〈資料4〉 県内の汚水処理人口普及率の状況

市町村別汚水処理人口普及率ベスト5

集中的に、
集合処理施設(下水道等)の
整備に取り組んだ市町村の
普及率が高くなっている
傾向があります。

順位	市町村名	適正処理率
1	菊陽町	99.9%
2	合志市	99.8%
3	益城町	99.4%
4	長洲町	97.9%
5	熊本市	97.4%

〈資料5〉 市町村別汚水適正処理率(試算)

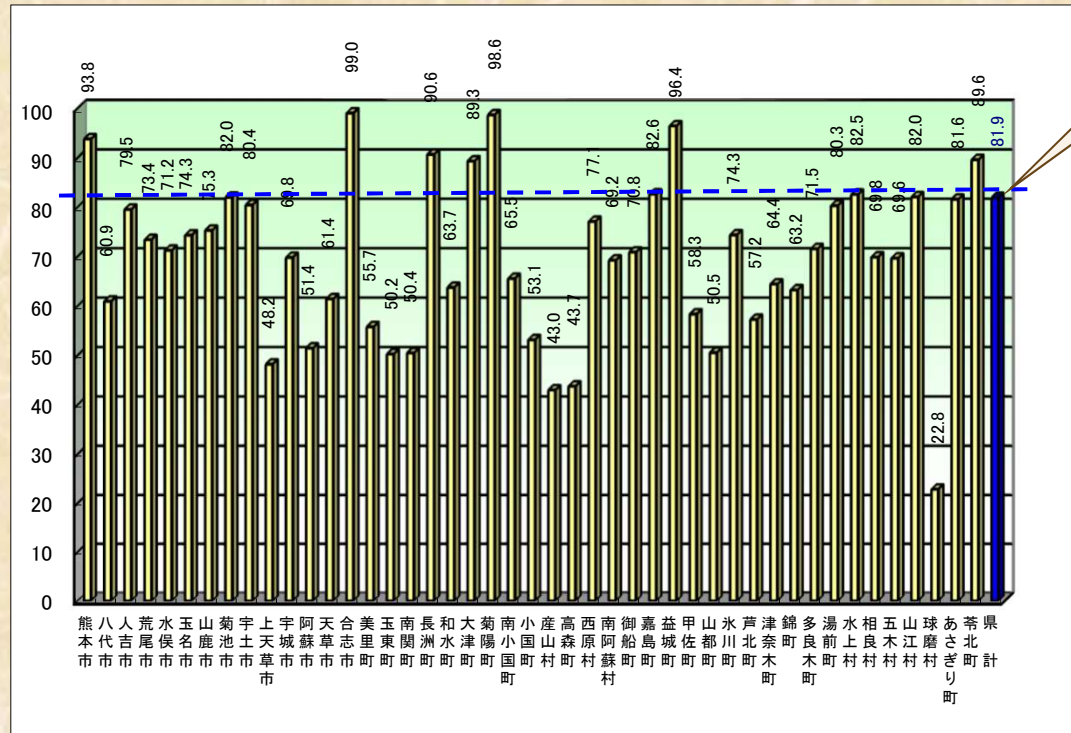
汚水適正処理率は、実際に汚水が適正に処理されている割合を示す県独自の指標です。

$$\text{汚水適正処理率} = \text{汚水適正処理人口} \div \text{総人口} \times 100(\%)$$

汚水適正処理人口

= 集合処理施設(下水道等)の接続使用人口 + 法定検査受検済み浄化槽の使用人口

= 供用区域内人口 × 接続率 + 浄化槽整備人口 × 法定検査受検率



県平均
81.9%

市町村別 汚水適正処理率ベスト5

順位	市町村名	適正処理率
1	合志市	99.0%
2	菊陽町	98.6%
3	益城町	96.4%
4	熊本市	93.8%
5	長洲町	90.6%

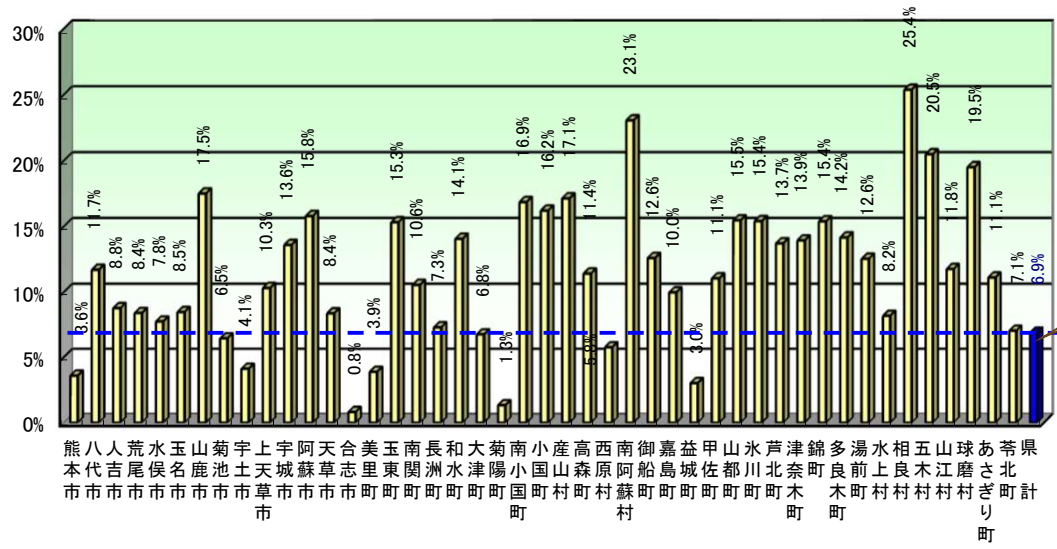
※令和2年7月豪雨の影響により法定検査ができない浄化槽が多数発生した結果、適正処理率が低くなった市町村もあります

〈資料6〉 汚水処理人口普及率と汚水適正処理率との差

両指標の差が小さいほど、汚水処理施設が適正に使用されているといえます。これからも必要な施設整備に取り組むとともに、整備した施設を一層活用させるため、下水道等への接続や浄化槽の適正管理の取り組みをさらに進めてまいります。

汚水処理人口普及率と汚水適正処理率との差

市町村別
汚水処理人口普及率と
汚水適正処理率との差ベスト5



県平均
6.9%

順位	市町村名	差
1	合志市	0.8%
2	菊陽町	1.3%
3	益城町	3.0%
4	熊本市	3.6%
5	美里町	3.9%

※令和2年7月豪雨の影響により法定検査ができない浄化槽が多数発生した結果、適正処理率が低くなった市町村もあります